

## 短期入所

### (1) 人員に関する基準

<p>① 従業員の員数等</p>	<p>□ (併設型)</p> <p>イ 指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う併設施設を設置する場合(併設型)において、当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上。</p> <p>【対象施設等】障害者支援施設</p> <p>□ 指定共同生活介護事業所等が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合は、( i )又は( ii )に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ( i )又は( ii )に掲げる数とする。</p> <p>( i )指定共同生活介護事業所等が指定短期入所と同時に指定共同生活介護、指定宿泊型自立訓練又は指定共同生活援助を提供する時間帯においては、当該共同生活介護事業所等の利用者の数及び当該併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。</p> <p>( ii )指定共同生活介護事業所等が指定短期入所を提供する時間帯であって、( i )に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が6名以下の場合には1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が7以上の場合には、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。</p> <p>【対象施設等】宿泊型自立訓練、共同生活介護、共同生活援助</p> <p>□ (空床型)</p> <p>併設型の規定を準用する</p> <p>【対象施設等】障害者支援施設、宿泊型自立訓練、共同生活介護、共同生活援助</p> <p>□ (単独型)</p> <p>併設事業所又は空床利用型事業所以外の短期入所事業所(単独型)におくべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、定める数とする。</p> <p>イ 指定生活介護等の日中活動サービス事業所において短期入所の事業を行う場合</p> <p>上記サービスの提供時間…当該単独型事業所の利用者の数の合計数を、上記サービスの利用者の数とみなした場合において、上記サービス事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>□ 上記サービス事業者等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間以外の時間…</p> <p>(1)当該日の利用者の数が6以下 1以上</p> <p>(2)当該日の利用者の数が7以上 1に該当日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>上記サービス以外で行われる単独型事業所において短期入所の事業を行う場合においては、</p> <p>(1)当該日の利用者の数が6以下 1以上</p> <p>(2)当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
	<p>□ 事業所ごとに配置すること。</p> <p>□ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。</p> <p>□ ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>

## (2) 設備に関する基準

① 設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 指定短期入所事業所は併設事業所又は併設本体施設の居室であって全部、または一部が入所者に利用されていない居室を用いなければならない。</li><li>□ (併設型) 併設事業所にあっては、併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く)を指定短期入所事業用に供することができる。</li><li>□ (空床型) 入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所(空床型)は、当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。</li><li>□ (単独型) 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。<ul style="list-style-type: none"><li>□ 居室 <ul style="list-style-type: none"><li>・1の居室の定員は、4人以下とすること</li><li>・地階に設けてはならないこと</li><li>・利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること</li><li>・寝台又はこれに代わる設備を設けること</li><li>・フザー又はこれに代わる設備を設けること</li></ul></li><li>□ 食堂 <ul style="list-style-type: none"><li>・食事の提供に支障がない広さを有すること</li><li>・必要な備品を備えること</li></ul></li><li>□ 浴室 <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の特性に応じたものであること</li></ul></li><li>□ 洗面所 <ul style="list-style-type: none"><li>・居室のある階ごとに設けること</li><li>・利用者の特性に応じたものであること</li></ul></li><li>□ 便所 <ul style="list-style-type: none"><li>・居室のある階ごとに設けること</li><li>・利用者の特性に応じたものであること</li></ul></li></ul></li></ul>
----------	--